



# 第4回 禅文化学林円成 僧俗 300余名一同に集う

## 授戒会を体系的に学ぶ 研修委員長 岡部康善

去る三月十一日、十三日、十五日の三日に亘る大雄山授戒会を終り、開会された。禅文化学林、授戒会は多数の僧侶を養成し、大雄山に授戒された。授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。

授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。

授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。



研修委員長 岡部康善



授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。

授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。

授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。



後期禅のつどい、中央研

### 後期・禅の集い、中央研修会

授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。

### 今年禅のつどい・坐禅会には 坐蒲を備えましょう

今年禅のつどい・坐禅会には坐蒲を備えましょう。坐蒲は坐禅の必需品であり、坐禅会には必ず必要です。坐蒲は坐禅の必需品であり、坐禅会には必ず必要です。

授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。

授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。

授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。授戒会は、授戒会を養成し、大雄山に授戒された。

# 年度総会にむけて広角度より検討中 =組織・会則の見直し=全国曹洞宗青年会会則(案)

## 第1章 総則

**第1条(名称)**  
本会は、全国曹洞宗青年会と称する。

**第2条(事務所)**  
本会は、事務所を洞宗宗務所内に置き、事務を洞宗宗務所内で行う。

**第3条(目的)**  
本会は、全国各地に所在する曹洞宗青年会(以下各地曹洞宗青年会)の相互の連絡を促進し、青年に關する知識を普及し、ついでに、開かれた世界への活動を通じ、育成を図り、もつて健全な社会の形成を促進するを目的とする。

**第4条(組織)**  
本会は、前条の目的に賛同する各地曹洞宗青年会をもつて構成する。但し、各地曹洞宗青年会の未編の組織については、前条の目的に賛同し、其れ行動する旨の届出を個人加入も可なりとする。

## 第3章 役員

**第9条(役員の種類)**  
本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名  
(2) 副会長 3名  
(3) 理事 若名  
(4) 評議員 若名  
(5) 監査 2名

**第10条(役員任期)**  
役員は任期2年とし、再任を許す。ただし、欠けたに補選出た者の任期は、前任期の残存期間とする。

**第11条(役員資格)**  
本会の役員は4条に定める条件より選任する。

**第12条(役員選任)**  
① 本会の役員は、次のとおりとする。  
② 会長は、別に定める細則に随つて選任し、総会においてその承認を受ける。  
③ 副会長は、会長が指名し、評議員会が承認し、総会においてその承認を受ける。  
④ 理事は、各地曹洞宗青年会代表者より選任し、評議員会が承認し、総会においてその承認を受ける。  
⑤ 監査は、理事が推薦し、評議員会が承認し、総会においてその承認を受ける。

## 第4章 会議

**第14条(総会の種類)**  
本会に総会と評議員会とを置く。

**第15条(総会の開催)**  
総会は、年一回開催する。必要のときは、臨時開催する。但し、必要のときは、評議員会の承認を得て、臨時開催する。

**第16条(総会の決議)**  
次の事項は、総会の決議を得なければならぬ。  
(1) 会則の制定及び変更に関する事項  
(2) 多岐にわたる決議事項  
(3) 予算及び決算に関する事項  
(4) 役員選任及び職務の承認に関する事項  
(5) その他、会則の運営に關する重要な事項

**第17条(評議員会の構成)**  
本会に評議員会を置く。評議員は、各曹洞宗青年会より選任する。

**第18条(評議員会の組織)**  
評議員会は、年一回開催し、

## 第5章 委員会

**第23条(委員会の設置)**  
本会は、その目的達成に必要な事項の調査、研究、審議、又は実施するため、委員を置く。

(1) 委員の名称は、主任委員、副主任委員、委員とする。

(2) 委員の任期は、理事会が決定する。

**第24条(委員会の権限)**  
委員会は、主任委員のほか、委員より委員長1名、副委員長1名、委員若名を置く。

(1) 委員は、各曹洞宗青年会より選任する。

(2) 委員長は、会長が任命する。

(3) 主任委員は、会長が任命する。

## 第7章 事務局

**第30条(事務局の設置)**  
本会の一切の事務を処理するために、事務局を設置する。

**第31条(事務局の組織)**  
事務局は、事務局次長、事務局員、事務局員若名を置く。

(1) 事務局次長 1名  
(2) 事務局員 1名  
(3) 常任事務局員 若名

## アンケートの集計報告

全国曹洞宗青年会からのアンケート調査の結果、各地曹洞宗青年会からの回答が、非常に興味深いものであり、曹洞宗青年会の発展に資するものがある。以下、アンケートの結果を報告する。

**1. 曹洞宗青年会の現状**  
各地曹洞宗青年会の現状は、概して安定している。活動の中心は、主に青年の育成と、社会への活動にある。特に、青年の育成については、各地曹洞宗青年会が、積極的に取り組んでいる。また、社会への活動については、各地曹洞宗青年会が、積極的に取り組んでいる。特に、青年の育成については、各地曹洞宗青年会が、積極的に取り組んでいる。

**2. 曹洞宗青年会の課題**  
曹洞宗青年会の課題は、主に以下の点にある。  
(1) 青年の育成の促進  
(2) 社会への活動の促進  
(3) 財政の健全化  
(4) 組織の強化

**3. 曹洞宗青年会の将来展望**  
曹洞宗青年会の将来は、非常に明るいものである。各地曹洞宗青年会が、積極的に取り組んでいる活動が、曹洞宗青年会の発展に資するものがある。特に、青年の育成については、各地曹洞宗青年会が、積極的に取り組んでいる。また、社会への活動については、各地曹洞宗青年会が、積極的に取り組んでいる。特に、青年の育成については、各地曹洞宗青年会が、積極的に取り組んでいる。

## 細則

**第1条(入会)**  
本会に入会するには、以下の条件を満たす必要がある。  
(1) 曹洞宗の信者であること  
(2) 年齢が18歳以上であること  
(3) 所在地の曹洞宗青年会に加入していること

**第2条(会費)**  
本会の会費は、以下の通りとする。  
(1) 正会員 年額 1,000円  
(2) 副会員 年額 500円  
(3) 賛助会員 年額 10,000円

**第3条(役員選任)**  
本会の役員は、以下の通りとする。  
(1) 会長 1名  
(2) 副会長 3名  
(3) 理事 若名  
(4) 評議員 若名  
(5) 監査 2名

## 予約募集

**道歌大観**  
著者：松本清張  
定価：3,000円

**禅語字彙**  
著者：松本清張  
定価：3,000円

**禅学要鑑**  
著者：松本清張  
定価：3,000円

**異文対照 伝光録詳解**  
著者：松本清張  
定価：3,000円

**両祖親訓宝典全集**  
著者：松本清張  
定価：3,000円

## 刊行書目

**修証**  
新書刊 定価 1,500円

**如是我**  
新書刊 定価 3,000円

**曹洞宗檀信徒經典**  
新書刊 定価 3,000円

**仏戒大意(付四弘誓願)**  
A5判和装本定価 3,800円

**從容録(和綴本)**  
A5判和装本定価 1,500円

**從容録(和綴本)**  
A5判和装本定価 1,500円

**菩提達磨嵩山史大観**  
A4判和装本定価 3,000円

三三三書院  
基本三書の拡充  
三三三出版  
〒100 東京都千代田区千代田 3-3-3  
電話 03-3844-4455

